

令和2年2月28日

新型コロナウイルス対策によせて

感染拡大予防のため「オンライン診療」「オンライン受診勧奨」の活用促進を期待
します

日本 IT 団体連盟
会長 川邊健太郎

2月24日、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」が示されました。目下の最重要事項は感染拡大を防止し、医療提供体制の破綻を防ぐことにあると述べられています。

本見解を受け、日本 IT 団体連盟として国民の健康ならびに医療体制を守るため、「オンライン診療」「オンライン受診勧奨」の活用促進を期待いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止においては、「風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、外出をせず、自宅で療養」が推奨されています。しかし、患者である一般市民においては、自身の症状をもって自宅での療養が適切かどうかを判断することは難しいと言わざるをえません。患者の不安を払拭し、冷静な行動を促すためには、感染の疑いのある患者に対して、広く、かつ早期に、直接医師が診察することが必要です。また、症状が軽い場合、当該診察は病院ではなく自宅にいなが行われることが感染の拡大を防ぐ観点からも重要です。

患者がオンラインで医師の診察を受け、医療機関が感染患者と一般の患者を事前に区別して外来診療で受け入れられるように、医療体制を整えることが求められます。

厚生労働省は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」をまとめ公表しています。

医師によるオンラインの診察には「オンライン診療」と「オンライン受診勧奨」があり、「**オンライン受診勧奨**」では初診から受診できます。具体的な疾患の判断

や薬を処方することなどができませんが、この機にその活用促進を図るのも必要ではないでしょうか。

外来診察において、感染症とそれ以外の患者を区分けして受け入れる体制がとめられます。地域の医療体制を整え、感染症を疑われる患者の「オンライン受診勧奨」と初診外来とがスムーズに連携する体制の構築が必要です。

また、新型コロナウイルス等の感染症治療において、軽症であれば再診では「オンライン診療」を活用し、病院において感染が広がらないように、柔軟な診療体制を考慮すべきではないでしょうか。

感染症の患者だけではなく、かかりつけ患者が感染が心配で病院に来られない、もしくは隔離対象になって来られない、という状況においては、オンライン診療の拡大も必要です。

現在、医師が「オンライン診察料」を診療報酬として得られる対象が限られています。オンライン診療料の算定が可能な条件が、特定疾患（高血圧、糖尿病、甲状腺疾患、あとは一部の肝や腎の病気）、小児科、てんかん、難病外来などに限られ、半年以上、同じ医師に診てもらっている、というような条件があります。こうした条件も感染拡大時期には緩和し、患者が集中しがちな総合病院のみならずクリニック等なども含めあらゆる医療機関において、病院の機能をオンラインで維持することを考慮すべきではないでしょうか。

新型コロナウイルスの感染拡大を阻止することは、喫緊の課題です。また医療体制の破綻防止も重要です。現在、刻々と変化する状況において、「オンライン診療」「オンライン受診勧奨」の活用促進が極めて有効であると考えています。

政府関係機関、医療関係の皆様においては感染拡大防止のために、日夜献身的なご努力を続けてくださっているところ、私どもは、技術・サービスの両面で、全面的に協力し、「オンライン診療」「オンライン受診勧奨」の活用をサポートしていく用意があります。

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」

オンライン診療・オンライン受診勧奨・遠隔健康医療相談で実施可能な行為
(対応表) より抜粋

	オンライン診療	オンライン 受診勧奨
指針の適用	○	○ (一部適用外)
情報通信機器を通じた診察行為	○	○
情報通信手段のリアルタイム・同時性 (視覚・聴覚情報を含む。)	○ (文字等のみ不可)	○ (文字等のみ不可)
初診	× (例外あり)	○
処方	○	×
受診不要の指示・助言	—	○
一般的な症状に対するり患可能性の ある疾患名の列挙	—	—
患者個人の状態に対するり患可能性 のある疾患名の列挙	○	○
一般用医薬品の使用に関する助言	○	○
患者個人の心身の状態に応じた医学 的助言	○	○
特定の医療機関の紹介	○	○

<https://www.mhlw.go.jp/content/000534254.pdf>

以上。